



交通安全トウの巻

～安全をつなげて広げて事故ゼロへ～

発行 静岡県 暮らし交通安全課
(電話 054-221-2104)

令和4年11月1日から

「自転車安全利用五則」が 変わりました！！

New

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用 ※

※ ヘルメット着用は全年齢対象です。

自転車の
保険加入は
義務だよ！

